

標 題：

パリ・メモランダムに基づくPort State
Control (寄港国による監察)

NK テクニカル インフォメーション

No. 16

昭和59年5月2日

関係船主・造船所 各 位

拝啓 貴社ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、IMOニュース(1983年第4号)によれば、パリ・メモランダム(Memorandum of Understanding on Port State Control)実施の初年度である1982年7月1日から1983年6月30日の間に計8,839隻の船舶が同メモランダム締約国当局の臨検を受け、その結果、217隻に重大な欠陥が発見され、出港の遅延をきたしたり、あるいは拘留されたとのことです。

以下に同メモランダムの要点を記しますので西欧、北欧に寄港することのある船舶については御留意下さい。

1. パリ・メモランダムは、1982年1月にベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン及びイギリスの14ヶ国が署名、同年7月1日に発効した。
2. 各締約国当局は、各国の港に入港する外国商船がその旗国にかかわらず、次の条約に規定された基準に適合することを確保するためPort State Controlを実施する。

- the International Convention on Load Lines, 1966 ;
- the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974 ;
- the Protocol of 1978 relating to the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974 ;
- the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto ;
- the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978 ;

-the Convention on the International Regulations for Preventing Collisions
at Sea, 1972 ;
-the Merchant Shipping (Minimum Standards) Convention, 1976
(ILO Convention 147) .

3. 上記条約の適用上、当局は、条約の非締約国を旗国とする船舶に対し、優遇措置は取らない
(旗国が締約国か否かにかかわらず、上記条約を適用する)。
4. 各締約国当局は、毎年自国の港に入港すると見込まれる各外国商船の25%について検査を実施する。(1985年7月1日までにこの目標を達成する。)
5. 検査の結果、安全、健康あるいは環境に対し危険と認められる欠陥が発見された場合、当局は、必要に応じ修繕を要求するなど適切な措置を取る。場合により、船舶の拘留もありうる。

敬 具

VOID